



2018年5月15日

各位

会社名 本田技研工業株式会社  
代表者名 取締役社長 八郷 隆弘  
(コード番号 7267 東証第一部)  
問合せ先 事業管理本部経理部長  
森澤 治郎  
(TEL. 03-3423-1111)

### 当社取締役等に対する新たな株式報酬制度の導入について

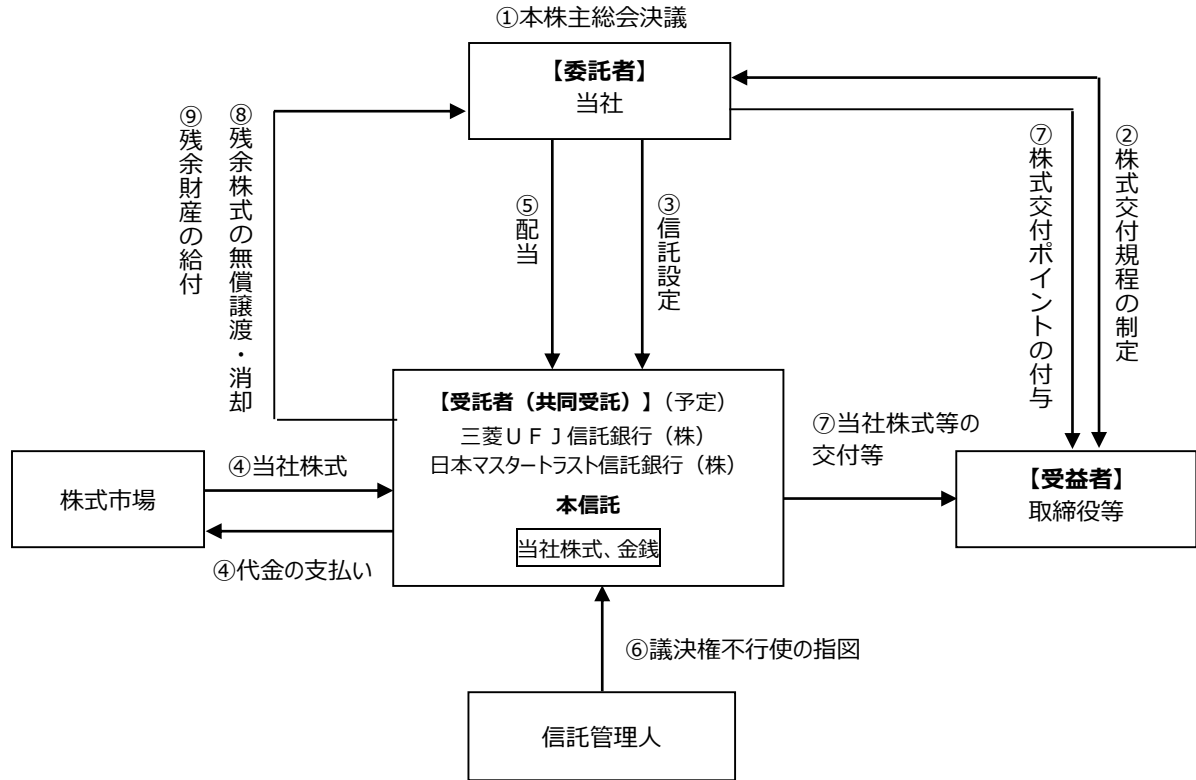
当社は、本日開催の取締役会において、業務執行を行う国内居住の取締役及び執行役員（以下総称して「取締役等」という。）に対し、新たな株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2018年6月14日開催予定の第94回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の導入目的等

- (1) 当社は、取締役等を対象とし、中長期での企業価値の持続的な向上に対する貢献意識をより高めるとともに、株主の皆様との利益共有を図ることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬 BIP(Board Incentive Plan)信託(以下、「BIP 信託」という。)を用いた株式報酬制度です。BIP 信託は、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)と同様に、役員及び当社の業績や企業価値等の経営上の指標の成長度に応じて、取締役等に対し当社株式及び金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下、「交付等」という。）を行う仕組みです。

## 2. BIP信託の仕組み



- ① 当社は、本株主総会において本制度に係る取締役等の報酬等の額及び内容の承認可決を条件として、本制度を導入します。
- ② 当社は、取締役会決議により、本制度に関する報酬規程として株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者は、当社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、原則としてポイント付与から3年後にかかるポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- また、本信託内の当社株式に関して支払われていた配当金についても、本信託から交付等が行われる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む。）の数に応じて受益者に給付されます。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は、これを取締役会決議により消却する予定です。

⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には当社株式の取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金（信託金から株式取得資金を控除した額。信託報酬及び信託費用等にかかる準備金。以下同じ。）を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、本信託内の当社株式の数が信託期間中に取締役等について定められる株式交付ポイント数(下記 3.(4)に定める。以下同じ。)に相当する当社株式の数の不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記 3.(6)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

### 3. 本制度の内容

#### (1) 本制度導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額及び取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の総数の上限その他必要な事項を決議します。なお、下記 (3) 第 2 段落による本信託の継続が行われた場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことを取締役会決議により決定します。

#### (2) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、株式交付ポイント数に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 取締役等であること（本制度開始日以降に新たに取締役等となった者を含む。）
- ② 自己都合で退任した者（傷病等やむを得ない事由による自己都合退任を除く。）及び在任中に一定の非違行為があったことや職務・社内規程等の重大な違反をしたこと等により辞任した者または解任された者でないこと
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件として信託契約または株式交付規程に定めるものを満たすこと

#### (3) 信託期間

2018 年 8 月（予定）から 2021 年 8 月（予定）までの約 3 年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託の信託期間を当初の信託期間（3 年間）と同一期間延長することができます。その場合、当社は、延長された信託期間毎に、本株主総会で承認を得た範囲内で、取締役等に対する報酬の原資となる金銭を拠出し、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与された株式交付ポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除く。）及び金銭（総称して、以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た金銭の上限額の範囲内とします。この信託期間は、その後も同様に延長することができます。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取

締役等が在任している場合には、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 取締役等に交付等が行われる当社株式等

当社は、毎年 7 月に、役位に基づき定める基準ポイントを取締役等に対し付与し、基準ポイントの付与から 3 年後の 6 月頃（当該期間経過前に取締役等が退任または死亡した場合は当該時点）に、業績連動係数を乗じることにより算出されるポイント（以下、「株式交付ポイント」という。）に基づき、交付株式数（換価処分の対象となる株式を含む。）を決定します。なお、1 ポイント当たりの当社株式は 1 株とします。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割、株式併合等を行った場合には、分割比率・併合比率等に応じて、株式交付ポイントの数及び下記（6）の上限交付株式数を調整します。

[基準ポイント算定式]

役位別株式報酬基準額（※1）÷2018 年 7 月（本信託の継続を行う場合には、信託の延長日の属する月の直前の 3 月）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値

[株式交付ポイント算定式]

基準ポイント×業績連動係数（※2）

(※1) 「役位別株式報酬基準額」は職責や職務、取締役等報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合等を考慮して決定します。

(※2) 業績連動係数は、基準ポイントの付与日の属する事業年度を初年度として連続する 3 事業年度（以下、「対象期間」という。）の連結営業利益率等の財務指標、ブランド価値・ESG 等の非財務指標の成長度に基づき、50%～150%の範囲で決定します。なお、対象期間満了日より前に取締役等が退任または死亡した場合には、業績連動係数は 100%とします。

(5) 当社株式等の交付等の方法及び時期

上記(2)の受益者要件を充足した取締役等に、原則として株式交付ポイント決定後すみやかに（基準ポイントの付与から 3 年後。ただし、当該期間経過前に取締役等が退任した場合は当該時点）、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該株式交付ポイントに対応する当社株式等の交付等を行います。この場合、株式交付ポイント数の 50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）を交付し、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を給付するものとします。

また、対象期間満了日より前に受益者要件を充足する取締役等が死亡した場合には、当該時点における株式交付ポイント数に相当する当社株式について、その全てを本信託内で金銭換価した上で当該取締役等の相続人に対して給付するものとします。

なお、取締役等は、在任期間に加えて退任後 1 年間は、本信託により交付された当社株式を継続保有するものとします。

(6) 本信託に拠出される信託金の上限額及び本信託から交付等が行われる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む。）の上限数

当社が、信託期間（約 3 年）毎に本信託へ拠出する信託金の金額は 39 億 1,000 万円（信託期間中の本信託による株式取得資金並びに信託報酬及び信託費用の合算金額）を上限とします。

また、本信託から上記（5）により取締役等に交付等が行われる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む。）の総数（3事業年度分）は、131万株を上限とします。

（※） この上限交付株式数は、上記の信託金の上限額を踏まえて、現時点の株価等を参考に設定しています。

（7）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の株式取得資金及び上限交付株式数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

（8）本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

（9）本信託内の当社株式にかかる配当金の取扱い

当社株式等の交付等が基準ポイントの付与から3年後となることを踏まえ、中長期的な企業価値の持続的な向上に対する貢献意識をより高めるため、本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられるほか、本信託から交付等が行われる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む。）の数に応じて、上記（5）により交付等が行われる当社株式等とともに受益者に給付します。

（10）信託期間満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には当社株式の取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)  |
| ② 信託の目的   | 当社の中長期での企業価値の持続的な向上に対する貢献意識をより高めること  |
| ③ 委託者     | 当社   |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社(予定)<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(予定))                            |
| ⑤ 受益者     | 取締役等のうち受益者要件を満たす者  |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士)   |
| ⑦ 信託契約日   | 2018年8月20日(予定)   |
| ⑧ 信託の期間   | 2018年8月20日(予定)~2021年8月末日(予定)   |
| ⑨ 制度開始日   | 2018年8月20日(予定)   |
| ⑩ 議決権行使   | 行使しない  |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫ 信託金の金額  | 24億1,000万円(予定)(信託報酬・信託費用を含みます。)  |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2018年8月22日(予定)~2018年8月末日(予定)<br>(なお、決算期(四半期決算期を含みます。)末日以前の5営業日から決算期末日までを除きます。) |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得   |
| ⑮ 帰属権利者   | 当社   |
| ⑯ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託費用準備金の範囲内とします。   |

【信託・株式関連事務の内容】

- |          |   |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社为本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。                  |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上